

PDF issue: 2024-11-25

知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援論 一語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の 変容一

石黒,慶太

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2023-03-25

(Date of Publication)

2024-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8541号

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482289

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



(別紙様式4)

論文内容の要旨

氏	名	石黒 慶太
専	攻	人間発達専攻
指導教員氏名		津田 英二

論文題目(外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援論 一語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の変容—

論文要旨

これまで、知的障害のある成人男性の性的欲求について語られることはあったが、それを自 分事としてどれだけの人たちが反芻してきたといえようか。また、研究対象にはなっているが、 それは研究者のための研究になっていないだろうか。そして十分に、知的障害のある成人男性 の性的欲求をめぐる「語り」に眼差しを向け、健常者としての自己や社会に潜む権力性や抑圧 性に意識的になってきたと言えるだろうか。

知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の変容に焦点を当てることは、男性健常者中心主義といえる社会、そして知的障害があるということによる被差別や被抑圧を検討していくことにとどまらず、主体として存在する健常者としての「私」が、新たな主体に変容していき、新たなつながりを生む契機になると考えられる。

本研究は、知的障害のある成人男性の性的欲求に焦点を当てたものであり、知的障害のある成人男性の性的欲求は、知的障害のある成人男性と健常者の関係性を変容させるということを 提起しようとする3部構成7章立てで構成されている。

以下にその概要を簡単にまとめておく。

第1部「知的障害のある成人男性の『性の自己決定』を周囲がどう支えるか」では、性の自己決定が、健常者によって支援されるまでの過程に焦点を当てる。先にも述べたが、支援者である健常者は、健常者であることによって、知的障害のある成人男性の性的欲求に対して権力性をもつと考えられる。よってインタビュー時、知的障害のある成人男性の性的欲求を肯定的に捉えている支援者は、他者との関係性に基づきながら、それまで気づかなかったり、意識していなかったりする自己に内在する権力性について自覚的になり、認識の変容が生じたのだと考えられる。これは普段から知的障害者と関わっている健常者が、知的障害のある成人男性の性的欲求に直面した際、そのことについて意識化していくプロセスが存在していたということである。そのため、本研究のタイトルである『知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援論一語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の変容一』について論じていく上で、まずは個別具体的な知的障害のある成人男性の性的欲求が、知的障害のある成人男性本人と当事者の目の前にいる支援者の二者関係からではなく、社会的関係のなかで広がりながら連帯し、支

援されるまでの過程に焦点を当てた事例を第1章から第3章で取り上げている。

第1章は、筆者自身の体験である。筆者は、現在も所属しているボランティア団体の活動に関与することがキッカケとなり、知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識の変容が生じ、筆者自身も含めた関係性のなかで、周囲とどのように知的障害のある成人男性の性的欲求を支えることができるのか、と深く考える契機となった。第1章は、筆者が所属しているボランティア団体が実施する性教育の学習会に参加していた知的障害のある成人男性とその父親の会話を分析し、ボランティア団体で行われている性的欲求をめぐる学習会に焦点を当てたものであり、正規教育学校ではなく、ボランティア団体が行う学習がどのような意義をもつのか、ということについて検討した。なお、この章は、【初出:石黒慶太、高橋眞琴「知的障がいのある人のセクシャルライツとボランティア学習一現状とその意義一」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』29、pp. 110-123. 2017年(査読有)】を一部改変したものである。

第2章では、知的障害のある成人男性から射精についての悩みを聞いた男性の相談支援専門員の語りについて考察する。知的障害のある成人男性の性的な事象は、当事者が日常生活を送る上で生起するものである。そのことからも、当事者の日常生活に関わっていく相談支援専門員は、当事者の性的な事象が生起する場面から逃れることはできないといえる。研究協力者である相談支援専門員は、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐっては、両者の関係性を超えたところの何かに拘束され、制約を受けているのではないか。その場合、相談支援専門員が、知的障害のある成人男性の性的欲求を承認できるようになる変容過程において、どのような条件が必要と考えられるのか、ということについて、相談支援専門員の語りに基づき検討した。なお、この章は、【初出:「知的障害のある成人男性の性を語ることへの忌避感とその変容」『人間関係学研究』25, pp. 97-112. 2020 年(査読有)】を一部改変したものである。

第3章では、知的障害者の結婚支援に関与している研究協力者の女性職員の語りを考察する。知的障害者の結婚支援をしている「ぶ〜け」の職員である女性は、知的障害のある成人男性が示す性的欲求について、知的障害者の結婚を支援するという組織に属することにより、どのように学び、どのような捉え方をし、自らの理解が変容したのか、について考察した。その際、組織文化が知的障害のある成人男性の性的欲求にどのような意義をもち得るのかについても検討した。「ぶ〜け」は、女性職員も知的障害のある成人男性の性を健常者と同様に保障すべき対象として捉えていこうとすることについて積極的に関わっている組織である。組織として、男性職員も女性職員も互いに学びながら知的障害のある成人男性の性を健常者と同様に保障すべき対象として捉えていこうとすることについて積極的に関わっており、筆者は以前から「ぶ〜け」について関心があった。なお、この章は、【初出:「知的障害のある成人男性の性を支援するとはどういうことか―結婚支援に関与する女性職員の語りから―」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』16(1), pp. 1-17. 2022年(査読有)】を一部改変したものである。

第2部「知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会から認められるとはどういうことか」では、第1部とは異なり、当事者の支援者ではない健常者が、知的障害のある成人男性の性的欲求を目の当たりにした際の場面を取り上げている。目の前にいる知的障害のある成人男性を支援する組織に属していない健常者は、知的障害のある成人男性から性的欲求を自分に対して向けられたり、語られたりしたものと感じとった時、当事者の性的欲求を肯定的に受け止め、向き合おうとすることは困難であると考えられる。また、知的障害者を支援する組織に属している健常者とは、性的欲求を感じとった時の葛藤に加え、理解するまでの変容の過程も異なると考えられる。

知的障害のある成人男性を支援する組織に属していない健常者と知的障害のある成人男性の間に、後者の性的欲求についての認識に関する差異がある時、その差異が埋められ、理解や共感へと変容した場面に着目することは、知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会に認められるとはどういうことか、について考える際には不可欠である。また、健常者が支援者になりゆくプロセスに着目する上でも重要である。したがって、当事者と支援者である健常者の二者関係における知的障害のある成人男性の性的欲求に対する認識の変容や過程にとどまらず、個人的なものとして経験した知的障害のある成人男性の性的欲求が、他者と連帯しながら権利として社会に認められる必要があるという認識に至った際の変容についても検討する上で、第4章と第5章で取り上げた。

第4章では、知的障害と身体障害のある成人男性の射精を希求する語りに焦点を当て、研究協力者である当事者が射精に希求している語りと、健常者が、当事者が射精を希求しているだろうと想像している語りの間にはどのような差異があるのかについて明らかにすることを試みた。そして、射精に対する認識の差異を埋め、当事者の射精に対する希求の意味に近づくことについても試みた。なお、この章は、【初出:「知的障害のある成人男性の射精に対する希求性と文化的な規範意識」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』14(2), pp. 11-21. 2021 年(査読有)】を一部改変したものである。

第5章では、性風俗店に勤務し、客として訪れた知的障害のある成人男性と性行為をした経験のある女性セックスワーカーの語りに焦点を当てる。セックスワーカーである研究協力者の女性は、知的障害のある成人男性の性的な自由を獲得していくため、一般社団法人を立ち上げ、性的欲求をめぐって当事者と連帯するに至った。通常、健常者と比較し、知的障害のある成人男性は、妊娠や暴力被害といったリスクを健常者に想起させると考えられる。この女性の場合もそうであった。しかしこの女性は、その認識を変容させ、加えて連帯するに至った。本章では、ここに至る経過と、何が契機となったのかについて明らかにすることを試みた。なお、この章は、【初出:「知的障害のある成人男性の性に対して女性健常者がもつフォビアとその解消—女性セックスワーカーに内面化された抵抗感から脱規範・越境的連帯へ一」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』15(2),pp.1-18.2022年(査読有)】を一部改変したものである。

第3部「知的障害のある成人男性の性的欲求をどう捉えるか」では、これまでに取り上げてきたそれぞれの章を基にして、まず、健常者を中心とする社会において、知的障害のある成人男性の性的欲求が被差別や被抑圧の状況にあるのか、ということについて触れた。そしてそこから帰納法的に、どのように知的障害のある成人男性の性的欲求を主体と連帯の視点から捉えていく必要があるのか、ということについて理論化し、新たな概念構築を試みる第6章と第7章により構成されている。

第6章では、連帯を「脱規範・越境的連帯」として捉えることが、性的欲求をめぐって健常者が障害者との連帯に至ることについて述べた。このことから、当事者の主体性自体も他者との関係性に基づく連帯によって成立しているのではないか、と考えられた。そこで第6章ではさらに、抑圧された欲求の主体としての知的障害者と当事者の欲求をめぐる支援者との関係に着目し、結果として「連帯的主体性概念」を導き出した。そこでは、知的障害者と知的障害者支援現場に関与する支援者の関係において、これまでの主体性概念では、主体性自体が成立しないということを整理し、主体性を「連帯的主体性概念」として理解していく必要性を述べた。なお、この章は、【初出:「商品化された支援関係のもとでの障害者の主体性一関係論的主体性概念から連帯的主体性概念へ一」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』13(2),pp.15-27.2020 年(査読有)】を一部改変

したものである。

第7章では、ジェンダー秩序における男性の性の位置づけから知的障害のある成人男性の性的欲求が、差別や抑圧の対象として捉えられている現状を示しながら、性的欲求の主体を「語り」を介在する性的欲求から捉えることの意義や必要性について深慮すた。

終章では、本論文の総括を行い、今後の課題と展望を示した。

結果として、まず、知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐっては、知的障害のある成人 男性と健常者との間で生起した当事者の性的欲求をめぐる語りや連帯が、聞き手である健常者 としての自己に内在する知的障害のある成人男性の性的欲求に対する差別性や抑圧性を自覚さ せ、また、当事者の性的欲求を不可視化すべき対象として捉えることを成立させている社会規 範や文化規範についても思考させ、それまでの自己が疑うことのなかった社会規範や文化規範 についても批判的な視点で捉え直すことに導いた。この自己に内在する知的障害のある成人男 性の性的欲求に対する差別性や抑圧性への自覚、そして知的障害のある成人男性の性的欲求を 不可視すべき対象として捉えることを成立させている社会規範や文化規範に対する批判的な視 点をもち合わせることが、知的障害のある成人男性の性的欲求を社会的な権利として保障すべ き支援の対象として捉えることにつなげた。そして、知的障害のある成人男性の性的欲求をめ ぐる語りや連帯が契機となり、健常者が知的障害のある成人男性の性的欲求を支援の対象とし て新たに捉え直すことに導き、それまでの知的障害のある成人男性と健常者の被差別者・被抑 圧者/差別者・抑圧者としての非対称的な関係性から、連帯を通した被支援者/支援者の関係性 に変容させたことが明らかになった。また、知的障害のある成人男性の性的欲求が、社会的な 権利として獲得されていく道筋としては、まず、目の前にいる主体を法律や制度で定められて いるため、保障しなければならないという義務によって捉えるのではなく、法律や制度の枠組 みを越えた内発的義務の対象として捉えなければならない。そして次に、内発的義務の対象と して捉えられた主体が、社会的に保障すべき支援の対象として認識されるためには、他者との 連帯が不可欠となる、というプロセスを経ることが明らかになった。

(注) 3,000~6,000字(英語の場合は1,000~2,000語)でまとめること。

論文審査の結果の要旨

氏 名	石 黒 慶 太				
論文題目	知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる支援論一語りと連帯を通して生起する健常者との関係性の変容一				
判 定	合格・不合格				
	区分	職名	氏 名		
審	主 査	教授	津田 英二		
查	副 查	教授	松岡 広路		
委	副查	准教授	稲原 美苗		
	副 查	准教授	赤木 和重		
員	副 査	准教授	清野 未恵子		
		要	田区		

本論文は、知的障害のある成人男性の性的欲求が、社会的にも権利として認められ、保障すべき対象となっていく際のプロセスと支援のあり方を明らかにすることを目的としている。

三部構成によって展開している。第一部は、知的障害のある成人男性の性の自己決定を周囲がどう支えるかという問題に関わる実践研究を展開している。第一章で支援者が知的障害者の性についての問題意識を変容させている。などでので変容を検討している。第二部は、知的障害のある成人男性の性的欲求が権利として社会から認められるとはどういうことかという問題に関わる実践研究を展開にいる。第三章で知的障害のある男性の性的欲求支援の内容、第四章で知的障害のある成人男性の財精の希求性と文化的な規範意識、第五章で知的障害のある成人男性の性に対して女性健常者がもつフォビアとその解消を検討している。第三部は、知的障害のある成人男性の性的欲求の捉え方に関わる理論的整理がないる。第六章で商品化された支援関係のもとでの障害者の主体性、第七章でジェンダー秩序における知的障害のある男性の性の位置づけが論じられる。

これらの検討によって、次のことを明らかにした。

①知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐっては、知的障害のある成人男性と 健常者との間で生起した当事者の性的欲求をめぐる語りや連帯が、聞き手である 健常者としての自己に内在する知的障害のある成人男性の性的欲求に対する差別 性や抑圧性を自覚させ、また、当事者の性的欲求を不可視化すべき対象として捉えることを成立させている社会規範や文化規範についても思考させ、それまでの自己が疑うことのなかった社会規範や文化規範についても批判的な視点で捉え直すことに導いた。

- ②知的障害のある成人男性の性的欲求をめぐる語りや連帯が契機となり、健常者が知的障害のある成人男性の性的欲求を支援の対象として新たに捉え直すことに導き、それまでの知的障害のある成人男性と健常者の被差別者・被抑圧者/差別者・抑圧者としての非対称的な関係性から、連帯を通した被支援者/支援者の関係性に変容させた。
- ③知的障害のある成人男性の性的欲求が、社会的な権利として獲得されていく道筋としては、まず、目の前にいる主体を法律や制度で定められているため、保障しなければならないという義務によって捉えるのではなく、法律や制度の枠組みを越えた内発的義務の対象として捉えなければならない。
- ④内発的義務の対象として捉えられた主体が、社会的に保障すべき支援の対象として認識されるためには、他者との連帯が不可欠となる、というプロセスを経る。本論文は、さまざまな問題が集約的に表われる知的障害のある男性の性の問題に切り込んでいることで、人間の正当な欲求の抑圧を告発する道筋を提示しようとしており、新しい研究領域を開拓する萌芽を認めることができる。知的障害者を対象とする研究の新しい領域と切り口を提示したことについても評価することができる。また、エピソード分析に依拠することについても評価することができる。また、エピソード分析に依拠することで社会規範の存在を浮き彫りにしようとする研究方法にも説得力があり、オリジナリティを認めることができる。なお、コピペルナーによる剽窃や盗用等のチェックでも問題のないことを確認し、また学位申請者は下記の通り、本論文の一部として審査付学術論文6篇を発表しており、博士学位申請の基本的条件を満たしている。
- ① 石黒慶太,高橋眞琴「知的障がいのある人のセクシャルライツとボランティア 学習」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』29,pp.110-123.2017 年
- ② 石黒慶太「知的障害のある成人男性の性を語ることへの忌避感とその変容」 『人間関係学研究』25,pp.97-112.2020 年
- ③ 石黒慶太「知的障害のある成人男性の性を支援するとはどういうことか―結婚支援に関与する女性職員の語りから―」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』16(1), pp.1-17.2022 年
- ④ 石黒慶太「知的障害のある成人男性の射精に対する希求性と文化的な規範意識」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』14(2),pp.11-21.2021 年
- ⑤ 石黒慶太知「知的障害のある成人男性の性に対して女性健常者がもつフォビアとその解消—女性セックスワーカーに内面化された抵抗感から脱規範・越境的連帯へ—」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』15(2),pp.1-18.2022年
- ⑥ 石黒慶太「商品化された支援関係のもとでの障害者の主体性―関係論的主体性概念から連帯的主体性概念へ―」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』13(2),pp.15-27.2020年

よって本審査委員会は、学位申請者の石黒慶太が博士(学術)の学位を得る資格があると全会一致で認める結論に至った。